

雇用維持支援補助金（雇用継続支援補助金）

事業内容

国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた対象者に対し、対象期間に実施した休業の事業者負担分休業手当の一部を補助します。

補助内容

【対象期間】

令和2年4月1日～令和4年9月30日《改正:期間延長》

【対象者】次に掲げる全ての項目を満たす者

- 中小企業基本法に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人（裏面Q1及びQ2参照）
- 雇用調整助成金等の支給決定を受けた者（雇用調整助成金等の助成率4/5の事業主）
- 市税等の滞納が無い者

【補助額】次に掲げる計算式で算出した金額（教育訓練加算を除く）のうち、いずれか低い方の金額

- 計算上の休業手当事業者支払額（国の助成単価額÷国の助成率×休業等延日数）×1/10
 - 計算上の休業手当事業者支払額－雇用調整助成金等支給額
- ※1 補助対象者当たり上限額100万円で、市外事業所分を含む場合は按分計算が必要です。
- ※雇用調整助成金等の助成額単価の上限額（判定基礎期間の初日の日によって、次のとおりとなります。）
 令和3年5月1日より前の日の場合15,000円、令和3年5月1日～令和3年12月31日の場合13,500円、令和4年1月1日～令和4年2月28日の場合11,000円、令和4年3月1日～令和4年9月30日の場合9,000円。ただし、業況特例及び地域特例の場合15,000円（裏面Q5参照）

申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力ください。

【申請期限】当日消印有効

雇用調整助成金等支給決定日の翌日から起算して3ヶ月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日まで

【申請書】申請書類は郡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金交付申請書（第1号様式）

【添付書類】

- 雇用維持支援補助金算定書（第2号様式）
 中小企業事業主用Excel版は、判定基礎期間の初日となる日、業況特例及び地域特例の場合から選んでください。
- 他の自治体から休業手当に対し補助金を受けた場合、当該決定通知書の写し
- 同意書兼誓約書（第3号様式）
- 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 雇用調整助成金等に係る提出書類の写し
- 振込口座が確認できるもの

※『雇用調整助成金等申請支援補助金』と併せて申請、又は以前に提出済の場合、省略可能。

※申請内容に応じて、その他書類の追加提出をお願いする場合があります。

※申請書及び同意書兼誓約書の氏名欄は、個人の場合で（法人の場合は代表者が）自署される場合は、押印不要です。自署されない場合は、記名押印（法人の場合は丸判）をお願いします。

【郵送先】〒963-8601 郡山市雇用政策課 行（住所記載不要）

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

郡山市 雇用維持支援補助金

問い合わせ先：郡山市 政策開発部 雇用政策課
 電話番号：024-924-2261（平日8:30～17:15）



Q 1 補助内容にある対象期間及び対象者はどのようなことか？

A 1 国による雇用調整助成金等の特例措置期間の延長に伴い、対象期間を令和4年6月30日までから令和4年9月30日まで延長し、対象者は国の原則的な措置による助成率4/5（中小企業）で支給決定を受けた方となります。中小企業は下表の要件に該当する企業となります。

区 分	資本金額又は出資総額	常時雇用する労働者数
小売業(飲食店含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

Q 2 郡山市内に営業所等の事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか？

A 2 対象者が会社の場合は本社の所在地が郡山市外でも対象です。個人の場合は事業主の住民登録が郡山市の方のみが対象となります。ただし、郡山市に所在する事業所に勤務する従業員の休業を本補助金の算定基礎としていますので、本市外に所在する事業所に勤務する従業員の休業分は対象外となります。なお、雇用助成金等申請支援補助金の対象者とは範囲が異なりますのでご注意ください。

上限額100万円の適用は、支店及び営業所ごとではなく、法人格及び個人事業者ごととなります。

Q 3 従業員数を証明する書類等が必要ですか？

A 3 原則、不要です。ただし、審査の段階で疑義が生じた場合は、個別に確認をさせていただきます。その際、人数を確認できる書類等をご提出いただく場合があります。

Q 4 補助金の申請時には、事業を営んでいましたが、現在は廃業しております。対象となりますか？

A 4 本補助金を交付する時点で、法人が解散、個人事業主が廃業している場合は、本補助金の目的が達成できなくなりますので、対象となりません。

Q 5 雇用調整助成金等は、業況特例、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による地域特例により、助成率10/10で支給決定を受けましたが、本補助金の交付は受けられますか？

A 5 受けられません。本補助金の対象については、雇用調整助成金等の業況特例及び地域特例が、中小企業の助成率4/5で支給決定を受けた場合となります。

Q 6 雇用調整助成金等に係る提出書類の写しは全部必要ですか？

A 6 原則、雇用調整助成金等の「様式第〇号」（別表も含む）と記載されたものだけで結構です。ただし、提出いただいた写しでは審査ができない場合は、別途ご連絡させていただきますので、その際は追加提出にご協力をお願いします。

Q 7 教育研修加算は対象になりますか？

A 7 あくまで休業した従業員への休業手当が補助対象となりますので、教育研修加算は含めません。

Q 8 雇用調整助成金等の申請をしましたが、不支給となった場合は対象になりませんか？

A 8 国の助成金が支給されなかった場合は対象となりません。本補助金の交付要綱において、「雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金について、労働局長の支給決定を受けた者」を対象とする旨規定されています。

※ その他の質問については、郡山市公式ウェブサイトに掲載している「雇用維持支援補助金Q & A」をご覧ください。